

地震災害対策編

＜目 次＞

地震災害対策編

第1章	総論	1
第1節	計画の主旨.....	1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	3
第3節	地震発生 の条件.....	8
第2章	災害予防対策	21
第1節	地震災害予防対策の基本的な考え方.....	21
第2節	防災思想・知識の普及.....	22
第3節	自主防災組織の活動（風水害等対策編第2章第3節を準用）.....	25
第4節	事業者の防災対策（風水害等対策編第2章第4節を準用）.....	25
第5節	ボランティアによる防災活動（風水害等対策編第2章第5節を準用）.....	25
第6節	防災訓練の実施（風水害等対策編第2章第6節を準用）.....	25
第7節	業務継続計画の策定.....	26
第8節	地震災害予防対策.....	27
第9節	水害予防対策.....	31
第10節	地盤災害予防対策.....	31
第11節	孤立地区対策（風水害等対策編第2章第13節を準用）.....	31
第12節	市民生活の確保対策.....	32
第13節	要配慮者の支援対策（風水害等対策編第2章第14節を準用）.....	36
第14節	広域的な応援体制の整備（風水害等対策編第2章第15節を準用）.....	36
第15節	情報通信システムの整備（風水害等対策編第2章第17節を準用）.....	36
第16節	ライフラインの耐震対策.....	37
第17節	公共土木施設等の耐震対策.....	40
第18節	危険物施設等の耐震対策.....	44
第19節	災害復旧・復興への備え.....	46
第3章	災害応急対策	47
第1節	市の災害応急活動.....	47
第2節	通 信 連 絡（風水害等対策編第3章第3節を準用）.....	49
第3節	情 報 活 動.....	50
第4節	広 報 活 動.....	60
第5節	避 難 活 動.....	62
第6節	緊急輸送活動（風水害等対策編第3章第7節を準用）.....	64
第7節	交通応急対策活動.....	64

第8節	消 防 活 動	65
第9節	水 防 活 動（風水害等対策編第3章第11節を準用）	67
第10節	人命救助活動（風水害等対策編第3章第12節を準用）	67
第11節	災害救助法の適用（風水害等対策編第3章第14節を準用）	67
第12節	食料及び生活必需品等の確保・供給（風水害等対策編第3章第15節を準用）	67
第13節	飲料水の確保・供給（風水害等対策編第3章第16節を準用）	67
第14節	医療救護活動（風水害等対策編第3章第17節を準用）	67
第15節	災害廃棄物等の処理	68
第16節	防疫・衛生活動（風水害等対策編第3章第18節を準用）	69
第17節	保健衛生活動（風水害等対策編第3章第18節を準用）	69
第18節	死体の捜索・措置・埋葬（風水害等対策編第3章第13節を準用）	69
第19節	動物の管理（風水害等対策編第3章第22節を準用）	69
第20節	応急住宅対策	69
第21節	応急教育活動（風水害等対策編第3章第24節を準用）	70
第22節	要配慮者に対する支援活動（風水害等対策編第3章第25節を準用）	70
第23節	孤立地区に対する支援活動（風水害等対策編第3章第9節を準用）	70
第24節	応援協力活動（風水害等対策編第3章第27節を準用）	70
第25節	ボランティア等への支援（風水害等対策編第3章第26節を準用）	70
第26節	自衛隊災害派遣要請の要求等（風水害等対策編第3章第29節を準用）	70
第27節	消防防災ヘリコプターの出動要請（風水害等対策編第3章第28節を準用）	70
第28節	ライフラインの確保（風水害等対策編第3章第30節を準用）	70
第29節	公共土木施設等の確保	71
第30節	危険物施設等の安全確保	73
第31節	社会秩序維持活動	74
第4章	災害復旧・復興対策	75
第1節	災害復旧対策	75
第2節	復興計画	77
第3節	被災者の生活再建支援	79
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	80
第1節	総 則	80
第2節	関係者との連携協力の確保	81
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	82
第4節	南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	87
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	91
第6節	防災訓練計画	91
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	92